

旭川医科大学放射線障害予防細則の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学放射線障害予防細則の一部を改正する細則

旭川医科大学放射線障害予防細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(個人被ばく線量の測定)</p> <p>第14条 規程第32条第4項に規定する測定結果から算定する実効線量の記録は、実効線量及び等価線量算定記録簿（別記様式第14—1）によるものとする。ただし、本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子については、実効線量及び等価線量算定記録簿（妊婦用）（別記様式第14—2）によるものとする。</p> <p><u>2 規程第32条第8項に規定する外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための校正の記録は、校正等記録簿(別記様式第12)によるものとする。</u>（新設）</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和7年6月6日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p>	<p>(略)</p> <p>(個人被ばく線量の測定)</p> <p>第14条 規程第32条第9号に規定する測定結果から算定する実効線量の記録は、実効線量及び等価線量算定記録簿（別記様式第14—1）によるものとする。ただし、本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子については、実効線量及び等価線量算定記録簿（妊婦用）（別記様式第14—2）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

放射性同位元素等の規制に関する法律に準拠するため、所要の改正を行うものである。